

国際会計基準審議会 公開草案「資本の特徴を有する金融商品 (IAS 第32号、IFRS第7号およびIAS第1号の修正 案)」を公表

ポイント解説 | 有限責任 あずさ監査法人

国際会計基準審議会(以下、IASB)は2023年11月29日に、公開草案「資本の特徴を有する金融商品(IAS第32号、IFRS第7号およびIAS第1号の修正案)」(以下、本公開草案)を公表しました。

本公開草案に対するコメント期限は、2024年3月29日です。

ポイント

- 本公開草案は、企業が発行する金融商品を金融負債または資本性金融商品に分類する際の共通する課題に対処し、企業が発行する金融負債および資本性金融商品に関する情報開示の拡充を図るため、以下を提案しています。
 - IAS第32号の修正:分類に関する原則を明確化し、適用にあたってのガイダンスを追加する。
 - IAS第1号およびIFRS第7号の修正:企業が発行する金融商品に関して提供する情報の充実を図る。

なお、当ポイント解説は、KPMG IFRG Limitedが2023年12月に発行した<u>Webarticle</u> "Financial liability or equity?"を基に作成しています。

1. 本公開草案の背景

IASBは、IAS第32号の適用上の課題に対処するため、2018年6月にディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する負債」を公表しました。当該ディスカッション・ペーパーでは金融負債と資本性金融商品の分類に関する新たなアプローチが提案されていましたが、IAS第32号はうまく機能しており、分類要件に関する根本的な変更は必要ない、とのフィードバックを受け、IASBは、提案していた新たなアプローチを採用せず、代わりに金融負債と資本性金融商品の分類に関する既存の要求事項の明確化を行い、また、比較可能性を改善するため適用上の課題を解消することとしました。加えて、金融負債および資本性金融商品に関する表示や開示の充実を図ることとしました。

2. 本公開草案の概要

(1) 金融商品の分類 (IAS第32号の修正案)

IASBは、主に以下のIAS第32号の修正を提案しています。

固定対固定の条件(例:転換社債の株式転換オプション、新株予約権)

現状: 固定額の現金または他の金融資産と交換に自らの資本性金融商品の固定数を引き渡すことにより決済される金融商品は資本性金融商品であるとされているが、固定額、固定数に変更を加えることが一切認められないのかは明確でない。また、他の種類の自らの資本性金融商品が交換に用いられる場合の取扱いについて、明確でないものがある。

修正案:以下を明確化する。

- 資本性金融商品と交換される対価の金額は、発行企業の機能通貨建てであることが求められる。
- 交換される資本性金融商品の数量および 現金の金額への調整(例:転換率や行使 価格への調整)を行っても、一定の条件 に該当する場合は固定対固定の条件を満 たす。
- 複数の種類の自らの資本性金融商品のうちいずれかを引き渡すことが可能な契約において、いずれの種類の資本性金融商品を引き渡すときも固定対固定の条件を満たす場合は、資本性金融商品である。例えば、オプション保有者は、現金500と引換えに、普通株式100株もしくは優先株式125株のいずれかを受け取ることができる。この場合、現金と普通株式、現金と優先株式、いずれの交換も固定対固定の条件を満たすため、資本性金融商品である。
- 固定数のある種類の非デリバティブ資本 性金融商品を固定数の別の種類の非デリ バティブ資本性金融商品と交換する契約 は資本性金融商品である。

金融負債と資本性金融商品の間の分類変更

現状:金融商品は当初認識時に金融負債または資本性金融商品に分類することが求められているが、当初認識後の分類変更に関する定めがない。

修正案:

- 契約外の状況の変化(例:機能通貨の変更)により契約の実質が変化した場合にのみ、分類変更が要求される。
- 資本性金融商品から金融負債に変更する場合、分類変更日において、金融負債は公正価値で認識される。また、資本性金融商品の帳簿価額と金融負債の公正価値の差額は資本に認識される。
- 金融負債から資本性金融商品に変更する 場合、分類変更日において、資本性金融 商品は当該日における金融負債の帳簿価 額で認識する。利得又は損失は認識され ない。

条件付決済条項

現状:金融商品の発行者および保有者 がコントロールできない不確実な将来 の事象の発生または不発生により現金 または他の金融資産の引渡しを行う場 合には、支払義務を無条件に回避でき ないため、当該条件付決済条項が真正 でない場合や発行者の清算時のみに有 効な場合を除き、金融負債を認識する。

ここで、金融負債の測定にあたって、決済の発生可能性又は時期を考慮すべきかが明確でない。また、IAS第32号における「真正でない(not genuine)」「清算(liquidation)」の解釈が明確でない。

加えて、上記の金融負債を認識する際 に、商品全体が金融負債となるのか、そ れとも複合金融商品となりうるのかが 明確でない。

修正案:

- 金融負債を測定するにあたって、不確実 な将来の事象の発生可能性を考慮しない ことを明確化する。また、発生し得る最 も早いタイミングで当該事象が発生する 想定のもと、決済金額の現在価値を算定 することを明確にする。
- 「真正でない」の解釈についてガイダンス を追加する。
- 「清算」とは、企業が操業を永久に停止した時点以降に開始されるプロセスであることを明確にする。
- 条件付決済条項を有する金融商品の中に は、金融負債と資本性金融商品の両方の 要素を有する複合金融商品もあることを 明確化する。

自らの資本性金融商品を購入する義務(例:非支配株主持分のプット・オプション)

現状:自らの資本性金融商品を購入する義務を負う場合、償還金額の現在価値を金融負債として計上することが求められるが、金融負債を計上する際の相手勘定や測定に関する適用上の課題がある。

修正案:以下を明確化する。

- 義務の対象となる資本性金融商品に関する 権利やリターンへのアクセスを有してない 場合、金融負債を計上する際の相手勘定(借 方)は、非支配株主持分ではなく、発行され た資本金以外の資本の構成要素である。
- 金融負債の測定にあたり、償還され得る 最も早い日に償還されるものとして現在 価値を算定する。
- 金融負債の事後測定に係る利得又は損失は、純損益に認識される。
- 自らの資本性金融商品を購入する義務に 関する規定は、現金又は他の金融資産を 引き渡す場合だけでなく、別の種類の可 変数の資本性金融商品を引き渡す場合に も適用される。

法令または規制に基づく権利および義務が分類に与える影響

現状:契約の実質に基づき金融商品の 分類を行うこととされている。

しかし、当該金融商品に関連する法令または規制が分類に影響するのか、またどのように影響するのかが明確でない。例えば、法令または規制が、契約条項には明示的に示されていない権利や義務を生じさせる場合や、逆に、法令または規制が契約上の権利や義務の効力を妨げる場合の取扱いが明確でない。

修正案:金融商品を金融負債または資本性金 融商品に分類する際に考慮する法令または規 制に基づく権利および義務について、以下を 明確化する。

- 関連する法令または規制では定められていない、契約条件で追加された権利および義務のみを考慮しなければならない。
- 契約条件に含まれているかどうかに拘わらず発生する、関連する法令または規制によって定められている権利および義務は、分類にあたって考慮してはならない。

一方で、契約上の権利および義務であっても、 それが法令または規制によって効力を妨げられる場合、当該契約上の権利および義務は分類にあたって考慮してはならない。

株主の意思決定に基づく現金または他の金融資産の引き渡し

現状:現金または他の金融資産を引き渡すことを回避できる無条件の権利を企業が有しているか評価することが求められるが、回避できるかどうかが株主の意思決定による場合がある。このような場合に、株主の意思決定を企業の意思決定として取り扱うことができるかが明確でない。

修正案:株主の意思決定が企業の意思決定であると取り扱うかどうかの評価にあたっては、事実と状況に基づく判断が必要であることを明確化する。また、評価する際の考慮要素に関する新たなガイダンスを追加する。

(2) 表示・開示 (IAS第1号およびIFRS第7号の修正案)

IASBは、企業が発行する金融商品について提供する情報の拡充を図るため、特定の金融 負債や資本性金融商品に関してIFRS第7号およびIAS第1号を修正する新たな開示・表示 の要求事項を提案しています。提案には以下が含まれます。

■ 開示

- 金融負債と資本性金融商品の両方の特徴を有する金融商品についての契約条件:例えば、資本性金融商品に分類された商品のうち負債の特徴を示すもの(例:固定率に基づく優先株式の配当)。また、金融負債に分類された商品のうち資本性金融商品の特徴を示すもの
- 企業の清算時におけるすべての金融負債および資本性金融商品の優先順位
- 普通株式の潜在的な希薄化効果(例:転換社債が転換された場合や株式オプションが行使された場合に発行される最大株式数)
- 複合金融商品のうち、金融負債および資本性金融商品の構成要素に当初配分された金額
- 自らの資本性金融商品を購入する義務を含む金融商品に係る特定の定量情報
- 企業の業績や純資産の変動に基づく支払義務を含む金融負債に関する情報

■ 表示

財政状態計算書及び損益計算書において、特定の項目について、親会社の普通 株式の所有者に帰属するものと親会社の普通株式以外の資本の所有者に帰属 するものを分けて表示する。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by quarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundation すべての権利は保護されています。あずさ監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会と IFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」は IFRS 財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および(または) 登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。